

# ピオーネ倶楽部 入所利用料金表(1割負担)

社会福祉法人 桃山福祉会  
特別養護老人ホーム ピオーネ倶楽部

令和3年8月1日改定

基本表 (単位単価: 10.14 円)

要介護度	基本サービス費	看護体制加算 (I)	夜勤職員配置加算 (IV)	日常生活継続支援加算 (II)	個別機能訓練加算 (I)	栄養マネジメント強化加算	精神科医療養指導加算	食費
要介護 1	652単位	6単位	33単位	46単位	12単位	11単位	5単位	1,445円
要介護 2	720単位							居住費
要介護 3	793単位							
要介護 4	862単位							
要介護 5	929単位							2,006円

褥瘡マネジメント加算 (I)	褥瘡マネジメント加算 (II)	個別機能訓練加算 (II)	療養食加算	安全対策体制加算	看取り加算		科学的介護推進体制加算 (II)
3単位/月	13単位	20単位/月	6単位/回	20単位/入所時	死亡日以前31~45日	72単位/日	50単位/月
					死亡日以前4~30日	144単位/日	
					死亡日前日/前々日	680単位/日	
					死亡日	1280単位/日	

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

基準費用額(利用者負担 第4段階)

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	861円	2,006円	1,445円	4,312円	129,445円	・第1~第3段階に該当しない方(課税世帯)
要介護 2	938円			4,389円	131,741円	
要介護 3	1,020円			4,471円	134,206円	
要介護 4	1,098円			4,549円	136,536円	
要介護 5	1,174円			4,625円	138,798円	

※基本額は、基本単位数に看護体制加算、日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算、個別機能訓練加算、栄養マネジメント強化加算、精神科医療養指導加算を加え、介護職員処遇改善加算8.3%+介護職員等特定処遇改善加算2.7%を加算し、単位単価10.14円を乗じた金額の自己負担額1割で計算。

利用者負担 第1段階

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	861円	820円	300円	1,981円	59,515円	・生活保護 ・高齢福祉年金受給者 ・預貯金が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	938円			2,058円	61,811円	
要介護 3	1,020円			2,140円	64,276円	
要介護 4	1,098円			2,218円	66,606円	
要介護 5	1,174円			2,294円	68,868円	

※基本額は、全額公費負担となり、ご利用者負担は居住費、食費のみとなります。

利用者負担 第2段階

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	861円	820円	390円	2,071円	62,215円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入の合計所得が80万円以下の方 ・預貯金が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	938円			2,148円	64,511円	
要介護 3	1,020円			2,230円	66,976円	
要介護 4	1,098円			2,308円	69,306円	
要介護 5	1,174円			2,384円	71,568円	

※基本額が月額24,600円(世帯)を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます※個人の場合は月額15,000円

利用者負担 第3段階①

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	861円	1,310円	650円	2,821円	84,715円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入の合計所得が80万円超120万 ・預貯金が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	938円			2,898円	87,011円	
要介護 3	1,020円			2,980円	89,476円	
要介護 4	1,098円			3,058円	91,806円	
要介護 5	1,174円			3,134円	94,068円	

※基本額が月額24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

※上記の負担金の他、日常生活で通常必要となる費用(医療費、散髪代、予防接種費用他)は実費でのご負担となります。

利用者負担 第3段階②

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	861円	1,310円	1,360円	3,531円	106,015円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入の合計所得が120万円超 ・預貯金が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	938円			3,608円	108,311円	
要介護 3	1,020円			3,690円	110,776円	
要介護 4	1,098円			3,768円	113,106円	
要介護 5	1,174円			3,844円	115,368円	

※基本額が月額24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

※上記の負担金の他、日常生活で通常必要となる費用(医療費、散髪代、予防接種費用他)は実費でのご負担となります。



# ピオーネ倶楽部 入所利用料金表(2割・3割負担)

社会福祉法人 桃山福祉会  
特別養護老人ホーム ピオーネ倶楽部  
令和3年8月1日改定

基本表 (単位単価: 10.14 円)

要介護度	基本サービス費	看護体制加算 (I)	夜勤職員配置加算 (IV)	日常生活継続支援加算 (II)	個別機能訓練加算 (I)	栄養マネジメント強化加算	精神科医療養指導加算	食費
要介護 1	652単位	6単位	33単位	46単位	12単位	11単位	5単位	1,445円
要介護 2	720単位							居住費
要介護 3	793単位							2,006円
要介護 4	862単位							
要介護 5	929単位							

加算

褥瘡マネジメント加算 (I)	褥瘡マネジメント加算 (II)	個別機能訓練加算 (II)	療養食加算	安全対策体制加算	看取り加算	科学的介護推進体制加算 (II)
3単位	13単位	20単位	6単位/回	20単位/入所時	死亡日以前31~45日	72単位/日
					死亡日以前4~30日	144単位/日
					死亡日前日/前々日	680単位/日
					死亡日	1280単位/日
						50単位/月

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

基準費用額(利用者負担 第4段階)

(2割負担)

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	1,722円	2,006円	1,445円	5,173円	155,359円	第1~第3段階に該当しない方(課税世帯)
要介護 2	1,876円			5,327円	159,950円	
要介護 3	2,040円			5,491円	164,880円	
要介護 4	2,195円			5,646円	169,540円	
要介護 5	2,347円			5,798円	174,065円	

※基本額は、基本単位数に看護体制加算、日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算、個別機能訓練加算、栄養マネジメント強化加算、精神科医療養指導加算を加え、介護職員処遇改善加算8.3%+介護職員等特定処遇改善加算2.7%を加算し、単位単価10.14円を乗じた金額の自己負担額2割で計算。

※現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方も、基本額が月額44,400円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

基準費用額(利用者負担 第4段階)

(3割負担)

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	2,583円	2,006円	1,445円	6,034円	181,272円	第1~第3段階に該当しない方(課税世帯)
要介護 2	2,814円			6,265円	188,159円	
要介護 3	3,060円			6,511円	195,554円	
要介護 4	3,292円			6,743円	202,545円	
要介護 5	3,520円			6,971円	209,332円	

※基本額は、基本単位数に看護体制加算、日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算、個別機能訓練加算、栄養マネジメント強化加算、精神科医療養指導加算、介護職員処遇改善加算8.3%+介護職員等特定処遇改善加算2.7%を加算し、単位単価10.14円を乗じた金額の自己負担額3割で計算。

※現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方も、基本額が月額44,400円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。